

# 平成23年度 杉並区監査方針

平成23年2月22日

監査委員決定

## 1 監査の基本方針

今年1月の月例経済報告で政府は、「景気は、足踏み状態にあるが、一部に持ち直しに向けた動きが見られる。ただし、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。先行きについては、当面は弱さが残るとみられるものの、海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に景気が持ち直していくことが期待される。一方、海外景気の下振れ懸念や為替レートの変動などにより、景気がさらに下押しされるリスクが存在する。また、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要である」としている。

このような景気動向下ではあるが、平成23年度は10年後の杉並区のあるべき姿を見据え、今後の10年を展望した新たな基本構想・総合計画を策定する、極めて重要な年である。

区財政は、特別区民税の減収など極めて厳しい状況にあり、一般会計当初予算規模は、対前年度1.6%の減となっているものの、地域に最も身近な基礎的自治体として、住宅都市としての価値を高め、区民が健やかに、そして豊かに暮らせるまちを築いていく、「質の高い住宅都市『杉並』に向けてスタートする」予算として、福祉のセーフティネットの確保、子育て・介護・医療などの基盤の整備、質の高い教育の展開に向けての学習環境の整備、利便性・快適性の高いまちの構築に向けた都市環境基盤づくりを着実に推進するとしている。

区の財政環境は今後、より一層厳しさを増し、先行きに予断を許さない状況が予測されることから、これまで以上に財源の確保と負担の公平化に努めると共に、引き続き事業の精査・検証を行い、簡素で効率的な質の高い区政を実現することが求められている。

このような状況の中で、平成23年度の監査にあっては、庶務事務システムや財務会計システム等の適切な運用に留意しつつ、公正かつ効果的に各種監査を実施し、多様な課題に直面する行財政運営のチェック機能としての役割を果たすことが期待されている。

監査の実施にあたっては、事務事業について、合規性はもとより、経済性、効率性、有効性の観点から検証するとともに、次の事項にも留意し、監査の実効性を確保する。

- (1) 監査の効率化を図るため、監査対象部局から関連資料の提出を求め、事務事業について説明を聴取する等、事前の調査を実施する。
- (2) 監査の実効性を確保するため、監査により指摘や注意をした事項については、措置報告を求め、改善状況について検証する。
- (3) 区政の透明性と信頼性を高めるため、監査結果等の情報は、速やかに区民に公表する。

## 2 各監査の方針

平成23年度の監査は次の各方針により実施することとし、監査の機能をなお一層発揮するため、実施にあたって各監査の実施計画を定める。

### (1) 定期監査

平成22年度及び23年度に執行された財務事務を主に、基本的な監査として実施する。監査の実施にあたっては、事務事業が法令や例規等に適合しているか、事業の目的の達成に向け事務執行は正確で効率的に行われているか、さらには経費に見合った効果があがっているかなどの観点を主眼に、庶務事務システムや財務会計システム等の適切な運用にも留意して実施する。

また、監査を効果的に実施するために、重点事項を設定する。

庁内については全部局を対象とするが、庁外の施設については財務事務執行の状況を勘案して対象を抽出し、監査を実施する。

## (2) 工事監査

平成22年度及び23年度執行の工事のうち、工事規模などを勘案して対象を抽出し、施工の状況に応じて中間監査あるいは竣功監査を実施する。

監査の実施にあたっては、技術的及び事務的観点から計画、設計、積算、契約、施工等の行程が適法かつ適正に行われているか、という点に留意して実施する。

また、監査を効果的に実施するために、専門的能力を活用した技術調査を実施する。

## (3) 行政監査

課題を設定して、区の共通事務の執行や個別事業の執行を対象として実施する。

監査の実施にあたっては、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政事務が執行され、事務事業の目的は達成されているか、の検証に主眼を置き、事業の執行体制・組織の効率性や、行政需要に的確に応え、住民福祉の向上に寄与しているかなどの観点に留意して実施する。

## (4) 財政援助団体等監査

平成22年度及び23年度に執行された補助金等の金額、事業の内容、施設の規模や目的などを勘案して抽出した団体や施設を対象として監査を実施する。

あわせて、所管部局に対しては、補助金交付規定の整備や交付手続きが適正か、財政援助団体等への指導監督などが適切に行われているかについての監査を実施する。

### (ア) 補助金等交付団体監査

区が補助金等を交付した団体について、経費使途が適法かつ適正に行われ、事業が補助目的や交付規定に沿って適切に、効果的に執行されているかなどの観点から監査する。

### (イ) 出資団体監査

区が出資や出捐を行っている出資団体については、出資等の目的や約款等に沿って、事業運営や会計経理が適切に執行されているかなどの観点から監査する。

### (ウ) 指定管理者監査

区立施設の指定管理者に対しては、施設の設置目的に基づいた管理運営や経理の業務等が区との協定書に沿って適正に執行されているかなどの観点から監査する。

## (5) 決算等審査

平成22年度の各会計歳入歳出決算、基金の運用状況を対象に、区長からの付託を受けて審査を実施する。

### (ア) 決算審査

一般会計及び特別会計の決算計数が正確なものになっているかを確認するとともに、予算執行や財産管理が適正かなどに主眼を置き、審査する。

また、財政状況を正確に把握し、財政運営が健全なものになっているかを判断するために、財政指標にも着目して審査を行う。

### (イ) 基金運用状況審査

基金運用状況報告の計数が正確なものになっているかを確認するとともに、基金の運用及び管理が適正なものになっているかなどに主眼を置き、審査する。

(6) 健全化判断比率審査

区長からの付託を受け、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に定められた健全化判断比率の算出に誤りがないか、附属資料は適正に作成されているかなどに主眼を置いて審査する。

(7) 例月出納検査

各会計の現金及び歳入歳出外現金の出納を対象として、毎月の計数が正確なものになっているかを確認するとともに、現金や証書類の保管について確認を行う。あわせて、財政収支の動向や資金の運用状況等を把握する。

また、収入支出に関わる記録、証拠書類等についても検査を行う。

(8) 随時監査

事務の執行及び業務の管理に誤謬や不正が発生するおそれがある場合、または、新たな検証を要する場合に、事務事業の合规性、正確性、経済性、有効性などの観点に留意して実施する。

(9) 住民監査請求による監査等

住民から監査請求があった場合、区長や議会の要求があった場合等の監査は、請求等に的確に対応し、監査を実施する。

3 監査の期間及び各監査の実施計画

監査期間は、出納整理期間を考慮し、決算が確定する平成23年6月から翌年5月までの期間とする。なお、定期監査の一部については4月下旬から着手する。

平成23年度各監査の実施計画は次のとおりである。

監査種別及び対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
定期監査	政策経営部													
	区民生活部													
	保健福祉部													
	保育園・児童館													
	都市整備部													
	環境清掃部													
	教育委員会事務局													
	小・中学校等													
	行政委員会事務局等													
工事監査														
行政監査														
財政援助団体等監査														
決算・健全化判断比率等審査														
例月出納検査														

随時監査、住民監査請求による監査等は、必要と認めたときに実施する。

例月出納検査は、原則として毎月22日(事務局)及び28日(監査委員)に実施する。